

令和3年8月19日

議員各位

茨城県議会議長 常井 洋治

新型コロナウイルス感染症への対応の徹底等について

新型コロナウイルス感染症による爆発的な感染拡大により、県独自の非常事態宣言が発出されるとともに、明日（8月20日）からは国の緊急事態宣言の対象地域に本県が新たに追加されることとなります。

つきましては、改めて、感染防止を図るための対応を徹底するとともに、万一、議員本人が新型コロナウイルスに感染し、又は濃厚接触者であることが明らかとなったときは、「議員が新型コロナウイルスに感染した場合の基本的な対応等について（令和2年4月21日茨城県議会災害対策会議決定）」（別添1）に基づき、直ちに議会事務局総務課にその旨を連絡願います。

なお、議員は公職であり、多くの県民と接する機会があるため、県民の安全・安心の観点から、氏名等については原則公表することとしておりますので、再度御確認願います（「議員が新型コロナウイルスに感染した場合の公表の取扱いについて（令和2年4月23日議会事務局総務課）」（別添2）。

新型コロナウイルス関連通知につきましては、サイドブックに掲載しておりますので、御参照ください。

令和2年4月21日
茨城県議会

議員が新型コロナウイルスに感染した場合の基本的な対応等について

議員が新型コロナウイルスに感染（陽性）したと診断された場合、保健所の指示・指導に基づいて必要な対応を行う必要があるが、茨城県議会における基本的な対応等については、次のとおりとする。

1 感染者が発生した場合における対応等

(1) 新型コロナウイルスに感染した場合の連絡等

議員本人が新型コロナウイルスに感染し、又は濃厚接触者であることが明らかとなったときは、直ちに議会事務局総務課にその旨を連絡するものとする。

(2) 確認事項等

議会事務局総務課は、議員本人から感染等の連絡を受けたときは、次の事項について確認するものとする。

- ・ 感染者又は濃厚接触者の氏名
- ・ 感染者又は濃厚接触者となったことが明らかとなった日時
- ・ 発病した日又は濃厚接触者となった日
- ・ 議事堂内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細
- ・ その他必要な事項

(3) 確認結果等を踏まえた対応

議会事務局総務課は、確認結果等を踏まえ、次のとおり対応するものとする。

- ・ 正副議長及び各会派代表への連絡
- ・ 確認結果等から、新たな感染を防止するため必要と判断される場合には、議事堂内の施設使用の制限や消毒等を実施（緊急対応）
- ・ 保健所の調査（濃厚接触者の特定、消毒場所の確定）に協力

2 茨城県議会災害対策会議の開催

- 議員本人の感染が確認された場合であって、議長が必要と判断するときは、速やかに茨城県議会災害対策会議を開催するものとする。
- 茨城県議会災害対策会議は、協議等の場の運営等について（平成21年1月9日議長決裁）に基づき、感染に係る事実確認や接触者リストの把握等の情報収集等を行うとともに、記者発表の要否や議事堂内の消毒の実施等について、必要な協議を行うものとする。
※ できる限り接触機会が少ない方法（メール、電話、持ち回り等）による開催を検討

3 消毒の実施等

茨城県災害対策会議の結果を踏まえ、保健所の指示・指導に基づき、議事堂内の施設使用の制限や消毒の実施など、必要な対応を図るものとする。

※ 議会活動及び事務局業務再開に必要なスペースから優先して消毒し、又は議事堂内の他のスペースで代替して業務を実施する。

令和 2 年 4 月 23 日
議会事務局総務課

議員が新型コロナウイルスに感染した場合の公表の取扱いについて

1 公表の時期

公表は、議員の新型コロナウイルス感染が明らかとなった後、速やかに実施するものとする（目安：24時間以内）。

2 公表の方法

(1) 基本的な考え方

- 最初の感染事案については、議長による記者会見（局長同席）を実施する。
- 2 例目以降の感染事案については、局長による記者会見を基本として、事案ごとに判断する。
※ 軽易な事案（県の記者会見の内容と同一の場合等）については、資料提供による対応を検討

(2) 記者会見の場所

議事堂内（中会議室等）

(3) 留意事項

- 議員の居住地が水戸市以外の場合
県（知事部局）が行う陽性判定に係る記者会見と調整の上、議会における記者会見を実施する。
- 議員の居住地が水戸市の場合
水戸市（中核市）が行う陽性判定に係る記者会見と調整の上、議会における記者会見を実施する。

3 公表する内容

(1) 県（又は水戸市）が行う陽性判定に係る記者会見の公表内容

年代、性別、居住地（市町村名）、最近の海外渡航歴、症状・経過、行動歴など

(2) 議員の氏名、所属会派名、選挙区

(3) 議事堂内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細

(4) 議会や会派における今後の対応等

※ (1)については、県が本人の同意を得て公表するものです。

◎ (2)及び(3)については、議会が本人の同意を得て公表するものではありませんが、議員は公職であり、多くの県民と接する機会があるため、県民の安全・安心の観点から、速やかな本人の同意を得たいと考えております。